

事務連絡
令和7年12月17日

介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設
管理者 各位

鹿嶋市介護長寿課長

介護老人福祉施設等の入所者が要介護2以下になった場合の特例入所の意見照会について

日頃から、本市介護保険行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」という）の入所者で、更新申請等で要介護2以下になった場合、原則として特例入所の適用が無い限り施設を退所することとなります。

しかし、認定申請してから結果が通知されるまでに相当の時間を要するため、結果が出てから退所調整をする時間的猶予が極めて短いこと、また、要介護度の一次判定の時点で、退所調整を行うのは困難な場合があること等、施設における実務に支障が生じていたところです。

今般、施設の入所者が要介護2以下になった場合の特例入所の意見照会について、下記のとおり取り扱いますので、内容をご確認の上適切に対応していただくようお願いします。

記

1 施設の入所者が要介護1・2になった場合の特別な対応

要介護1・2の認定日以後に特例入所の意見照会を行った場合、原則として認定日から1ヶ月間は制限なく継続入所してよい。また、認定日が認定有効期間末日以降の場合は、認定有効期間末日から認定日の間も継続入所可能期間に含める。

2 対象者の条件（全て満たすこと）

- ・要介護3以上の入所者で、要介護1・2に要介護度が下がった者であること
- ・要介護認定期間が切れる前に更新申請等を行っていること

3 特例入所の意見照会の扱い

（1）特例入所の要件に該当せず、退所調整等のために1ヶ月の継続入所を希望する場合

意見照会書内「2 本施設の判断」の「特例入所該当理由」は空欄とし、「上記理由の具体的な状況欄で、退所準備やサービス調整等施設の事情を記入し提出してください。市からは、継続入所が可能な期間を回答します。

（2）特例入所の要件に該当するため意見照会を行う場合

従前どおり意見照会書を作成し提出してください。市からの回答は、特例入所の要件に該当しないと判断された場合のみ、継続入所が可能な期間を回答します。

担当

介護長寿課 介護認定期間グループ

TEL: 0299-82-2911 (代表)